エコアクション２１

環境活動レポート

2024年度

対象期間　2024年1月～12月

社屋外観

作成日2025/1/20
改定2025/3/2

株式会社 昭栄

目　次

1　事業概要　1

□組織の概要

（１）名称及び代表者名

（２）所在地

（３）環境管理責任者及び連絡先

（４）事業内容

（５）事業規模

（６）事業年度

□認証・登録の対象組織・活動

2　環境方針　2

3　環境目標と2020年度実績　3

4　環境活動計画の取組結果とその評価　4

5　次年度の環境目標と活動計画　5

6　環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反、訴訟等の有無　6

7　代表者による全体の評価と見直し　7

8　環境活動の事例 -1　8

１．事　業　概　要

□組織の概要

（１）　名称及び代表者名

株式会社　　昭　栄
代表取締役　　太　田　秀　昭

（２）　所在地

〒882-0803
本　　社　　宮崎県延岡市大貫町３丁目９２２番地

倉　　庫　　宮崎県延岡市大貫町３丁目９２２番地

現　　場

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　　http://shoei-nobeoka.jp

（３）　環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者　　太　田　祐　輔　　TEL：0982－35－4111
E-mail:shoi-ho@alto.ocn.ne.jp

（４）　事業内容

建設業　（塗装工事、防水工事,とび土工工事）

（５）　事業の規模

資本金　20,000,000

活動規模	単位	2022年度	2023年度	2024年度
工事件数	件	44	69	47
従業員数	人	9	9	9
延べ床面積	㎡	108	108	108
倉庫面積	㎡	262	262	262
敷地面積	㎡	664	664	664

（６）　事業年度

毎年６月～５月
レポート対象期間　2024年1月1日～2024年12月31日

□認証・登録の対象組織・活動

（全社・全活動の取組）

登録組織名：　**株式会社　　昭　栄**
本社
倉庫

活動：　建設業　（塗装工事、防水工事、とび土工工事）

２．環　境　方　針

＜環境理念＞

当社は、塗装及び防水工事を通して、地域の環境負荷の軽減に資するため、環境経営システムを構築し、目標及び活動計画を設定して継続的な環境改善に取組みます。
又、地球温暖化防止に向けて、地域社会との調和を図り、環境に配慮した事業活動を行なっていきます。

＜行動指針＞

１．次の事項を重点事項として優先的に取組みます。

①二酸化炭素排出量の削減（低炭素社会への対応）
・電力（事務所）
・自動車燃料（営業車、トラック）

②廃棄物の削減及び再資源化の推進（循環型社会への対応）
・一般廃棄物（可燃ごみ）
・産業廃棄物（廃プラ、洗いｼﾝﾅｰ、残塗料）

③排水量（水使用量）の削減（水資源の保全）
・一般水道水

２．新技術活用や創意工夫で効率的施工、環境に配慮した施工に努めます。
・出来る限り化学物質を含まない塗料による塗装
・騒音、粉塵、異臭等に配慮した工事

３．社会貢献活動を推進します。
・地域での環境活動（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ）への積極的な参加

４．環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。

５．この指針は、全従業員に周知徹底すると共に、環境への取り組みを環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。

制定日：2012年4月1日
改定日：2020年1月1日
代表取締役　太田　秀昭

3. 環境目標とその実績

環境負荷の削減目標及び環境活動計画を策定する為に、2023年1月1日から2023年12月31日までに実施した環境への取り組み状況は、次の通りです。

又、2016年度を基準とした2023年度～2025年度環境目標を設定しました。

実施時期				2016年度調査実績（基準値）	2024年度				2025年度目標 16年度基準 −9%	2026年度目標 16年度基準 −10%
取組目標			箇所		目標 基準比 −9%	実績	目標結果 %	結果判定		
二酸化炭素排出量			全社	30,912	28,439	19,460	146.14%	○	28,129	27,820
①温室効果ｶﾞｽ排出量	購入電力（CO2排出量）	kg-CO2	事務所	5,329	4,903	2,515	194.90%	○	4,849	4,796
			現場	184	169	2,345	7.22%	−	167	165
			合計	5,513	5,072	4,860	104.36%	−	5,016	4,961
	化石燃料（CO2排出量）		事務所	18,049	16,605	7,565	219.50%	○	16,424	16,244
			現場	7,350	6,762	7,034	96.13%	×	6,688	6,615
			合計	25,399	23,367	14,599	160.05%	○	23,112	22,859
合計	kg-CO2		計	30,912	28,439	19,460	146.14%	○	28,129	27,820
②廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量	一般廃棄物最終処分量	kg	事務所	630.00	579.60	1080.00	53.67%	×	573.30	567.00
			現場	0.00			0.00%	−	0.00	0.00
			合計	630.00	579.60	1,080.00	53.67%	×	573.30	567.00
	産業廃棄物最終処分量	t	事務所	0.00			0.00%	−		
			現場	23.59	21.70	38.00	57.11%	×	21.47	21.23
			合計	23.59	21.70	38.00	57.11%	×	21.47	21.23
③−2 水使用量	上水	m^3	事務所	92.00	84.64	64.00	132.25%	○	83.72	82.80
			現場	0.00			0.00%	−		
			合計	92.00	84.64	64.00	132.25%	○	83.72	82.80
④化学物質使用量	ﾄﾙｴﾝ	kg	現場	273.974		6,368.700	4.30%	−		
			合計	273.974		6,368.700	4.30%	−		
	ｷｼﾚﾝ他		現場	333.951		193.000	173.03%	−		
			合計	333.951		193.000	173.03%	−		
			合計	607.925		6,561.700	9.26%	―		
⑤環境に配慮した工事の推進	環境配慮型施工の提案	件	現場	―	3件/年	3	100%	○	3件/年	3件/年

※購入電力二酸化炭素排出係数は、平成30年度環境省公表の九州電力調整後排出係数0.463を使用しました。

※化石燃料の二酸化炭素排出係数は、ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ2017年版と同じにしました。

※化学物質使用量　自社の判断では削減できない為、使用量の把握を目標としています。

※環境に配慮した施工とは、環境に優しい塗料の使用提案や、騒音、振動、粉塵、塗料飛散防止等に心がけた工事を行う。

※グリーン購入は目標管理から除外しましたが、推進は継続します。

※産業廃棄物は仕事の量で大きく変わりリサイクルが困難な為、最終処分量の削減を目標とします。

※現場の軽油を含めた二酸化炭素総排出量は、21,396.6 kg-CO2です。

二酸化炭素排出係数							
0.463	ｶﾞｿﾘﾝ	2.32	灯油	2.49	LPG	3.00	

4. 環境活動計画と実施状況評価(2024年度)

		目標達成手段	推進責任者	実施状況	年間評価
電気使用量の削減	事務所	・会社退出時休みには、ﾊﾟｿｺﾝ等の主電源を切る	総務課	・必要のないときにはｸｰﾗｰや暖房を切って節電ができて、194.9%の目標達成となった。 ・今期は、現場事務所で電力を使用する工事、環境対策(水、ｸｰﾗｰ)等が多かった為、目標達成が7.2%と低かったが、基準年が極端に低い事も未達成の要因である。	○
		・事務所、倉庫の照明は、昼休み残業時等不必要な時は消灯する。			○
		・不要照明の消灯			○
		・ｴｱｺﾝの設定を冷房28℃　暖房20℃とする			○
		・ｴｱｺﾝﾌｨﾙﾀｰや照明器具の定期清掃			○
	現場	・工程ロス削減による稼働時間短縮	現場責任者		○
		・不要照明の消灯			○
燃料使用量の削減	事務所	・自動車燃費向上目標の説明	環境管理責任者	遠方の現場が多く現場の数も増えたこと等で、ｶﾞｿﾘﾝ使用量現場でのガソリン使用量は96.1%で未達となった。 5000km毎のｵｲﾙ交換や、運行日報記録による意識の継続などはできている。 車両の買い替えは無かった。	○
		・アイドリングストップ			○
		・急加速・急停車の防止			○
		・冷暖房の控え目使用			○
		・燃費のよい車の購入(更新時)			○
		・5000km毎のｵｲﾙ交換			○
		・日報に走行距離記録し、又給油量の記録を行なう			○
		・現場への相乗り通勤の促進			○
	現場	・自動車燃費向上目標の説明	現場責任者		○
		・アイドリングストップ			○
		・急加速・急停車の防止			○
		・燃費のよい車の購入(更新時)			○
廃棄物の削減	全社	・一般廃棄物削減目標説明	総務課	・裏紙使用などは実施出来ているが、工事写真帳などの作成においてｶﾗｰのﾐｽ印刷が多く見られるので注意する事。	○
		・裏紙使用、ﾐｽｺﾋﾟｰ防止			○
		・分別による古紙のリサイクル化			○
		・帳票見直しによる印刷物の削減			○
		・マイ箸、マイカップ、マイ水筒運動の推進			○
		・社内LANの利用促進			○
	現場	・産業廃棄物削減目標説明	現場責任者	産廃物の分別はできたが、産業廃棄物の仮置きの期間を短くしこまめに処分すること。	○
		・金属くず等リサイクルできるものは分別			○
		・社内一時保管は分別搬入を行う。			○
		・残余材を発生させない細目な発注と在庫管理の徹底			○
水使用量の削減	事務所	・節水シールの表示による継続的な意識の高揚	総務課 現場責任者	蛇口のこまめな開閉などで、余分な水使用の削減を図った。	○
		・定期的な漏水の点検			○
化学物質の管理	現場	・適正な管理と使用量の把握	現場責任者	・全資材の使用量把握、SDSの取り寄せ保管等を実施している ・使用量を把握し一覧表まとめている。	○
		・化学物質等安全ﾃﾞｰﾀｰｼｰﾄのﾁｪｯｸ、整理			○
環境配慮型施工推進	現場	・環境配慮型材料の積極的活用及び情報収集	現場責任者	・出来るだけ水性塗料で良い所などは水性塗料を使用する。 ・騒音や粉塵、悪臭、塗料飛散防止など、環境に配慮した施工に心がけている	○
		・環境にやさしい工法提案。			○
		・各現場では騒音・振動・異臭などの予防に努める。			○
		・指定なしの場合の水性塗料使用促進			○

評価基準	○=ほとんどの部署・人が実施している。　△=実施していない人や場合がある。 ×=ほとんどの部署や人が実施していない。　—=該当しない

5．次年度の環境目標と活動計画

※目標は3ページに記載しています。

		目標	目標達成手段	推進責任者
電気使用量の削減	事務所	※	・会社退出時休みには、ﾊﾟｿｺﾝ等の主電源を切る	総務課
			・事務所、倉庫の照明は、昼休み残業時等不必要な時は消灯する。	
			・不要照明の消灯	
			・ｴｱｺﾝの設定を冷房28℃　暖房20℃とする	
			・ｴｱｺﾝﾌｨﾙﾀｰや照明器具の定期清掃	
	現場	※	・工程ロス削減による稼働時間短縮	現場責任者
			・不要照明の消灯	
燃料使用量の削減	事務所	※	・自動車燃費向上目標の説明	環境管理責任者
			・アイドリングストップ	
			・急加速・急停車の防止	
			・冷暖房の控え目使用	
			・燃費のよい車の購入（更新時）	
			・5000km毎のｵｲﾙ交換	
			・日報に走行距離記録し、又給油量の記録を行なう	
			・現場への相乗り通勤の促進	
	現場	※	・自動車燃費向上目標の説明	現場責任者
			・アイドリングストップ	
			・急加速・急停車の防止	
			・燃費のよい車の購入（更新時）	
廃棄物の削減	全社	※	・一般廃棄物削減目標説明	総務課
			・裏紙使用、ﾐｽｺﾋﾟｰ防止	
			・分別による古紙のリサイクル化	
			・帳票見直しによる印刷物の削減	
			・マイ箸、マイカップ、マイ水筒運動の推進	
			・社内LANの利用促進	
	現場	※	・産業廃棄物削減目標説明	現場責任者
			・金属くず等リサイクルできるものは分別	
			・社内一時保管は分別搬入を行う。	
			・残余材を発生させない細目な発注と在庫管理の徹底	
水使用量の削減	事務所	※	・節水ｼｰﾙの表示による継続的な意識の高揚	総務課 現場責任者
			・定期的な漏水の点検	
化学物質の管理	現場	使用量把握	・適正な管理と使用量の把握	現場責任者
			・化学物質等安全ﾃﾞｰﾀｰｼｰﾄのﾁｪｯｸ、整理	
環境配慮型施工推進	現場	活動計画の順守	・環境配慮型材料の積極的活用及び情報収集	現場責任者
			・環境にやさしい工法提案。	
			・各現場では騒音・振動・異臭などの予防に努める。	
			・指定なしの場合の水性塗料使用促進	

6.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反訴訟の有無

毎年3ヵ月（4月、7月、10月、1月）毎に遵守状況を確認していますが、
違反は過去1度もありませんでした。又、地域からの苦情や関係当局からの
指導などもありませんでした。工事現場での遵法は、安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙ時に確認しています。

法規制等の名称	該当する要求事項	関連条例による規制	該当する設備・項目	点検・測定頻度、実施時期	届出・報告・資格				担当部署	順守評価				
					許可	届出報告	資格	届出先		証拠	2023年			2024
											4月	7月	10月	1月
廃棄物処理法	・自社による運搬時の表示、書類携行	12条、規則7条の2の2									○	○	○	○
	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	規則8条の27		・4/1～6月末		○		知事	総務	報告書	○	○	○	○
	・産廃収集運搬・その都度契約、許可証写し保管、契約書は契約終了後5年間保管　　別府金物他	12条4項、政令6条の2第3号	・産業廃棄物（残塗料）	・契約書/許可証につき1回/年				各発注先	総務	契約書・許可証	○	○	○	○
	・処分場との契約その都度、許可証写し保管　契約書は契約終了後5年間保管　　門川ｸﾘｰﾝ		・産業廃棄物（剥ぎ取り材、空缶、ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ等）	・契約書/工事毎につき1回/件				各発注先	総務	安定5品目木屑　紙屑　繊維屑	○	○	○	○
	・産業廃棄物一時保管基準 60cm×60cm以上表示、 飛散・浸透防止 衛生管理	12条2項、規則8条1～3号	・産業廃棄物（残塗料）						総務	廃ﾌﾟﾗ 金属屑	○	○	○	○
	・マニフェスト交付　A表に照合　確認日を記入して5年間保管 B2、D,E票の保管（5年間）、D票90日、 E票180日以内に送付されない場合は、30日以内の知事への報告	12条の3および5、規則8条の19～38		・マニフェスト新規交付時		○		知事	総務	ﾏﾆﾌｪｽﾄ	○	○	○	○
（ＰＲＴＲ制度）化管法	第1種指定化学物質の排出量の把握及び届出	第1種指定化学物質1%以上、特定第1種指定化学物質0.1%以上含む原材料	第1種指定化学物質 特定第1種指定			○		知事			対象外	—	—	-
	指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供	第1種指定化学物質1%以上、特定第1種指定化学物質0.1%以上含む原材料、第2種指定化学物質	第1種指定化学物質　特定第1種指定化学物質	化学物質等安全データシート					環境管理責任者	化学物質等安全データシート	○	○	○	○
	施工段階で使用する製品に含まれる化学物質を把握する 物質を把握する 塗料　防水材　希釈剤	第1種年間取扱量1t以上、特定第1種0.5t以上	届出対象事業所 18L製缶業、金属製品製							ﾌｧｲﾙ管理	○	○	○	○
消防法	・危険物保管の指定数量以上の許可申請 ・危険物保管の指定数量以上の危険物取扱者の届出	ｼﾝﾅｰ第一　石油類（非水溶性液体）200Lまで但し ・少量危険物保管の指定数量1/5以上の届出 ・指定可燃物の指定数量以上の届出	ｼﾝﾅｰ ｼﾝﾅｰ	2缶以上置かない	○	○	○	消防署	環境管理責任者	現場観察 現場観察数量管理	○	○	○	○
大気汚染防止法	VOC（揮発性有機化合物）対策 （大気中で気体状となる有機化合物ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ等）	法第17条の13 飛散抑制の為必要な措置を幅広く講じる事を事業者の責務とする	溶剤系塗料 防水材 ﾗｯｶｰｼﾝﾅｰ類	現場毎点検	-	-	-	-	現場責任者	現場観察	○	○	○	○
悪臭防止法	特定悪臭物質対策 規制値の順守 悪臭の規制　（有機溶剤臭　ｱﾝﾓﾆｱ等）		現場 倉庫	現場毎点検　倉庫点検	-	-	-	-	現場責任者	現場観察	○	○	○	○
水質防止法	地下に浸透する汚水排出規制	水質汚濁防止法	現場 倉庫 刷毛洗い等での汚染水流	現場毎点検　倉庫点検	-	-	-	-		現場観察 倉庫で洗いﾄﾞﾗﾑ缶に廃棄	○	○	○	○
労働安全衛生法	名称等を通知すべき有害物 名称等を表示すべき有害物	危険有害化学物質	危険有害化学物質	材料入手時 1回/年見		○	○		現場責任者	SDS	○	○	○	○
有機溶剤中毒予防規則	有機溶剤作業主任の配置 作業時は保護具の着用			工事現場 倉庫・作業所			○	作業主任講習終了書	現場責任者		○	○	○	○
鉛中毒予防規則	・鉛作業主任者を選任 ・当該鉛業務は、著しく困難な場合を除き、湿式によること。 ・かき落とした含鉛塗料は、すみやかに、取り除くこと。			工事現場 倉庫・作業所			○	作業主任講習終了書	現場責任者		○	○	○	○
家電リサイクル法	【特定家庭用機器】 ﾃﾚﾋﾞ（液晶・ﾌﾟﾗｽﾞﾏ含）、ｴｱｺﾝ、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する	特定家庭用機器の排出（作業所あるいは		-	-	-	-	総務	領収証	○	○	○	○
小型家電リサイクル法	【使用済小型電子機器】 パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー等々	具体的な回収品目や回収方法は市町村により異なり、品目によっては手数料あり	使用済小型電子機器の排出（作業所あ		-	-	-	-	総務	領収証	○	○	○	○
フロン排出抑制法	設置、使用、点検、フロン漏えい時の処置、点検・整備、点検・整備に係る記録・記録の保存を行う 漏えい量の報告 フロンの適正回収破壊	該当する機器を買換え等で廃棄する場合は、回収依頼書兼委託確認書を発行して写しを3年間保管する	第一種特定製品 業務用空調機	簡易点検：1回/3ヶ月（記録を機器廃棄後3年間保管する）	-	○	-	-		帳簿 簡易点検記録 回収依頼書兼委託確認書	○	○	○	○
みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	県民の健康の保護及び生活環境の保全を図る	地球温暖化の防止、廃棄物の発生の抑制、循環的な利用及び適正な処理、公害の防止			-	-	-	-			—	—	—	—
延岡市生活環境保護条例	市民の良好な生活環境を確保 騒音・振動の規制		著しい騒音又は振動を発生する作		-	-	-	-			—	—	—	—

7.代表者による全体評価と見直しの結果

見直し事項	2023年度指示の内容 指示に対する取組結果	今回(2024年度)の評価結果と見直し指示内容
①環境方針・環境目標・環境活動計画　実施体制の見直し	・・電力使用量(事務所)や化石燃料など、社員の意識が高くなって大幅に削減できた。今後も、全社員が節減の意識を高く持って取り組もう。 ・不在・不要箇所及び昼休みの消灯の徹底、更にｴｱｺﾝの温度管理の徹底を行い、大幅に目標達成となりました。	・産業廃棄物は屋上防水工事が増えたことにより産廃量が増加し未達となった。引き続き産業廃棄物の削減に取り組もう。 又、電気使用量及びガソリン使用量も達成したが、現場のガソリンは現場の数や場所に大きく左右される為、現場の目標と評価方法を研究する事。
②環境関連法規等の取り纏め及び遵守状況について	・コンプライアンスの徹底を図る事。 ・現場毎に関連法規の遵守を安全教育時に行って周知しています。	・該当する法規及び取決め等は当然だが全て遵守している事は評価できる ・関連法規は改訂になった事項の取込み漏れがないよう、常に情報収集に努める事 ・コンプライアンス遵守を徹底する事
③取組状況の確認及び問題点の是正について	・問題が発生したら再発防止のために全員に周知する事 ・常に現場での朝礼で、情報交換を行い、ヒヤリハット防止に努めています。	・今年度は特に問題となる事項は発生していないが、問題発生防止の為の予防処置も常に意識しておくこと
④環境コミニュケーションについて	・現場周辺の住民とは常に情報交換するなど、コミニュケーションを図る事。 ・工事開始前はチラシを配布して概要説明と、必要に応じて途中の進捗説明などを行っています。	・ボランティア等は積極的に参加しよう。 ・現場周辺の人たちへ迷惑のかからないよう予防措置を行うこと
⑤マネジメントシステム全般について(環境方針について)	・ガイドライン2017年版への対応を検討する事。 ・環境方針の見直し検討	・環境方針、環境目標、推進組織は継続する。 ・ガイドライン2017年版への対応を検討する事。

8.－１　環境活動事例

.

2024年2月21日に、ホテルメリージュにて
防災士を招いて防災講習。

2024年6月27日に、延岡小学校にて木工塗装
のボランティア活動参加。

2024年6月10日に、ひなたサンマリンスタジアムにて手摺塗装
のボランティア活動参加。
　雨によって延期